

公益財団法人平成メモリアルパーク
使用規則

(設置)

第1条 公益財団法人 平成メモリアルパークを次のとおり設置する。

名 称 平成メモリアルパーク

事務所 松江市西法吉町 741-2 番地

(霊園の使用)

第2条 霊園を使用される方は、平成メモリアルパーク（以下「パーク」）との定める使用規則により、霊園使用権利申込書を提出しパークの承認を受けて下さい。

2. 前項により使用の承認を受けた方（以下「使用者」という）には、永代霊園使用権利書（以下「権利書」という）を交付します。

(使用の目的)

第3条 霊園は焼骨の埋葬、または改葬の目的以外に使用することはできません。

(使用者の資格)

第4条 霊園は宗旨、宗派を問わず使用できます。

(使用の承継)

第5条 霊園の使用は、使用者の死亡、または、その他のやむを得ない理由により当該使用者にかわり継承することができます。

(使用の制限)

第6条 霊園は使用者に対しその使用について制限又は条件を付け、もしくは維持管理上適当な処置をとることができる。もし使用者が要求に応じないときは、それにより生ずる霊園の損害を賠償し、その他一切の責任を使用者が負担することとします。

(使用場所の返還)

第7条 使用者は、使用場所が不要になった場合は直ちに墓所返還届によりパークに届け出てその場所を現状に復し権利書を添え返還しなければなりません。

但し、パークの承認を受けたときは現状のまま返還することができます。

(使用承認の取り消し)

第8条 使用者が次の各号の一に該当した場合は、パークは使用承認を取り消すことがあります。

- ① 使用者が使用の目的以外に使用したとき。
- ② 使用者が住所不明になって3年を経過したとき。
- ③ 使用者が使用場所を承認人以外のものに譲渡し、また転貸したとき。
- ④ 使用者または工事人が無断で着工又は施工したとき。
- ⑤ 使用者が管理料を6ヶ月以上納めないとき。

2. 使用承認を取り消されたときは、使用者は直ちにその場所を現状に復してパークに返還しなければなりません。

3. 使用者が前項の処置を行わなかった場合は、パークがこれを行いその費用は義務者が支払うこととします。

(使用料)

第9条 霊園の使用料は、1墓所区画(4㎡)50万円とし(但し、永代使用料は年度ごとに変動があります)、墓地としての永代の使用料であり権利書の交付時に徴収いたします。ただし、永代の使用料は、今後の経済情勢の変化に伴い経営管理上必要と認める場合はパークが料金の改定をすることがあります。

(管理料)

第10条 霊園の管理料は、1墓所区画年額5,000円とし、公園の維持管理に要する経費であり徴収の時期は別に指定し、10年間分を一括徴収いたします。但し、今回は、権利書の交付時にいただきます。ただし、今後の経営情勢の変化にともない経営管理上必要と認める場合は、パークが料金の改定をすることがあります。

(焼骨の埋蔵及び改葬)

第11条 使用者は、焼骨を埋葬または改葬しようとするときは、市町村長の発行した火葬許可書又は改葬許可書に権利書を添えパークに提出してください。パークは許可証を受理し墓籍及び被埋蔵に関する証書に所要事項を記入し権利書はお返しします。

(敷地の一時使用)

第12条 使用者がその使用に伴う工事その他の必要により霊園内を一時使用されるときは、事前にパークに申し出て許可を得てください。

但し、その使用期間はパークが特に認めた場合のほか、1ヵ月を超えることができません。

(使用者の義務)

第13条 使用者は常に使用場所を清潔にし工作物等の損壊による危険がある場合又は他人に迷惑を及ぼす恐れがあるときは速やかに修理その他の必要な処置をしなければなりません。

(免責事項)

第14条 霊園は、地震、風水害、噴火、津波等の天災及び偶発事故その他パークの責に帰することのできない事由により生じた損害については責任を負わないものとする。

(使用の条件及び制限)

第15条 碑石は1墓所区画1基、高さ2.0m以内で上屋根は設置してはいけません。玉垣、植樹等の高さは1m以内、植樹は主として木類とし根幹枝葉等が通路その他諸施設に迷惑を及ぼさないよう注意すること。

(承継使用の手続)

第 16 条 第 5 条によりパークの使用を承継しようとする方は、霊園使用権利承継申請書に前使用者の権利書及び承継を証明する書類を添えてパークに提出してください。

(権利書等記載事項の訂正)

第 17 条 使用者が本籍、住所又は氏名等を変更した場合は、権利書及び霊苑使用権利書等訂正申請書に関係書類を添えて遅滞なくパークに届け出て訂正を受けてください。

(権利書等の再交付)

第 18 条 紛失その他の理由により権利書等の再交付を受けようとする方は、再交付申請書にその理由を証明する書類を添えてパークに届け出て再交付を受けてください。

(管理料の納付手続)

第 19 条 管理料は、パークの指定する金融機関口座に振込納付してください。
2. 承認使用を承認された場合は、既納の管理料に残額があるときは残期間に対しこれを充当し、不足のあるときは新たに追徴します。

(訂正及び再交付手数料)

第 20 条 第 17 条第 18 条により訂正又は再交付した場合は、手数料 500 円を徴収します。

(手数料等の減免)

第 21 条 天災及び火災等に起因する訂正又は再交付の申請については、パークが認めた場合前条による手数料を減免することがあります。

(使用料及び管理料の不還付)

第 22 条 既納の使用料及び管理料は還付しません。
墓地使用承認(権利書)を受けた後返還されたときは、永代使用料は一切還付しません。
但し、管理料については、使用者、未使用者に限らず経過年数分を差し引いた残り分を還付します。

(敷地の一時使用手続)

第 23 条 第 12 条による申し出は霊園一時使用許可申込書の提出によるものとし、パークは特別の事由がない限り区域等の制限をつけて許可します。

(墓碑建立等の工事)

第 24 条 使用者が墓碑建立等の工事を行う場合は、事前にパークへ工事着工及び霊園一時使用許可申込書を提出し許可を受けてください。

(管理及び事務)

第 25 条 霊園の管理及び使用承認等の手続、その他一切の事務は下記の所において行います。

松江市西法吉町 741-2 番地 平成メモリアルパーク管理事務所

(委任等)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、関係法令の定めるところによりその都度パークが定めます。

(規則の改正)

第 27 条 墓地埋葬法等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)等関係法令が改正された場合及び料金等の改定又は、この規則に疑義が生じた場合は規則を改正することがあります。

この規則は平成 13 年 8 月 8 日から施行します。

施行開始 平成 13 年使用開始する墓地 1 区間の永代使用料金は 40 万円とする。

改 正 平成 15 年 4 月 1 日～1 区間の永代使用料は 45 万円とする。

改 正 平成 19 年 8 月 1 日～1 区画の永代使用料は 50 万円とする。

改 正 平成 24 年 4 月 1 日～使用規則一部改正。

附 則

墓地、埋葬等に関する法律

★ 菩提寺の墓地と霊園との違い

菩提寺の墓地は檀家だけが使用できます、他の宗派では入れてもらうことが出来ません。

その点宗教団体以外のところが管理する霊園は、誰でも利用できます。

菩提寺の墓地では法要のときに僧侶に墓前で読経してもらうことができます。

墓とお寺が離れているとそれが難しくなります。最近では菩提寺が故郷にあるために霊園の近くのお寺を招いて法要をすることも多くなりました。

◎ 平成メモリアルパークへの申し込み方法

★ 申し込み資格(次のいずれか 1 つに該当する方です)

(1) 本市に住所がある方

(2) 本市に本籍がある方

(3) 本市にある墓を改葬する方

★ 申し込み方法

(1) 現地確認のうえ希望の場所を決める、

(2) 「墓所使用許可申請書」に必要書類を添えてメモリアルパーク管理事務所へ提出して下さい。

《申し込み手順》

事務所にて予約→事務所へ申請書→使用料、管理料納入→墓所使用許可書交付

★ 使用料及び管理料

墓所を永代にわたってお貸しする永代使用料と墓地の維持管理をするための管理料（10年前払い納付）です。なお、納められた使用料、管理料は原則として一切お返しはしません。

但し、2年以内に未使用で墓所返還の場合に限り、永代使用料のみ半額還付することが出来ます。

◎ 墓所使用上の注意

- ★ 公園墓地には火葬しない死体は埋葬できません。
- ★ 墓所を使用する権利は墓所の祭禮を引き継ぐ方が継承される場合を除き、他人に転貸譲渡は出来ません。
- ★ 墓所の使用は一世帯一区画を原則とします。
- ★ 住所、氏名等の変更や墓所使用者が死亡されたときは事務所まで届け出て下さい。
市外へ転出の際は市内在住の代理人の選定が必要です。
- ★ 墓碑の設置、納骨に関しては管理事務所の係員が立ち合いますので工事施工届及び埋葬・改葬許可書を必ず提出して下さい。

墓碑を設置する場合石材店は、1基当り園使用料として3万円を納付して下さい。